

平成 26 年(7)第 6627 号・破産者漢山株式会社  
 平成 26 年(7)第 6628 号・破産者山口医院こと山口了三  
 破産管財人 岩崎 晃  
 集会日 平成 26 年 12 月 24 日午後 1 時 30 分

**破産債権届出書**

作成日 平成××年××月××日

裁判所・破産管財人使用欄	
No.	カルテNo. 〇〇〇〇〇
受領日	
書類受領事務担当	
平成 年 月 日 受付	

注1

注2

東京地方裁判所民事第 20 部特定管財 7 係

**破産債権者の表示**

【住所】 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 ××県△△市□□ 〇〇〇-〇〇

修正後の住所 〒

【氏名】 横 浜 太 郎 (印) 修正後の氏名 印

注3

【電話】 [FAX]

【代理人】(選任する場合のみ記載してください)

【住所】 〒

【氏名・法人名等】 印 [電話] [FAX]

届出破産債権の表示※記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4版・形式自由)を使用してください。

**(1) 届出破産債権**

「修正する債権額」欄に記載がなければ「債権額」欄の記載を届出債権として取り扱います。

債権の種類	債権額	修正する債権額	修正した債権の内容及び原因	修正分の証拠書類の例(必ずコピーを提出)
クリーム代金相当額 賠償請求権	<del>12,000</del> 円	32,000円	1,2番クリームに付随して処方を受けた「漢方クリーム」の全代金(0番,6番,8番)	破産者発行の領収書
漢方相談料相当額 賠償請求権	3,000円	円		破産者発行の領収書
保険診療自己負担分 相当額賠償請求権	5,200円	円		破産者発行の領収書
交通費等実費相当額 賠償請求権	<del>0</del> 円	3,200円	地下鉄ブルーライン横浜駅(自宅)から中川駅まで通院5回の交通費(片道320円)	交通機関発行の領収書
慰謝料等請求権	<del>100,000</del> 円	500,000円	ステロイド入りクリーム処方による自己決定権侵害の慰謝料	他医院の診断書・領収書
その他	0円	円		
既返金額	0円	円	破産手続き開始前に山口医院から返金した額です。	
合計	120,200円	543,400円		

注4

注5

注6

注7

**(2) 訴訟の有無(現時点で訴訟などが係属している破産債権者のみ記入)**

破産債権につき係属する訴訟	裁判所又は行政庁名	当事者名
又は行政庁に係属する事件	事件番号	事件名

**(3) 執行力ある債務名義又は終局判決の有無**

有り(債権の種類: )合計 通(コピーを提出してください)

(少額配当金受領について)配当金額が1000円に満たない場合においても、配当金を受領する意思があります。

注1) 破産管財人から患者に対して直接送付される債権届出書には、カルテNo., 住所, 氏名, 債権額がすでに記入されています。

注2) 破産債権届出書の作成日時は必ず記入してください。

注3) 押印欄に必ず押印をしてください。三文判でも構いません。

注4) 1, 2番クリームだけではなく、漢方と説明されて処方を受けたクリームや、治療に付随して処方された明らかに不要と思われる薬剤がある場合には、代金の返還請求する権利があると考えます。その場合、領収証が証拠として必要です。

注5) 交通機関発行の領収証が無い場合でも、自宅から山口医院までの交通費を説明する資料を証拠とできると考えます。

注6) 弁護団としては治療方法を選ぶ権利(自己決定権)侵害の慰謝料として50万円が相当だと考えます。それ以外に、副作用やリバウンドの治療を行っている場合や、後遺障害が生じている場合には、程度に応じて別途慰謝料を請求できると考えます。その場合、他医療機関の診断書により症状の説明をする必要があると考えます。

注7) 副作用やリバウンドの治療を行っている場合には、当該治療についての治療費も損害賠償として請求できるものと考えます。その場合、治療費の領収証が証拠となります。

この債権届出書のサンプルは、あくまで弁護団の見解に基づく一例であり、破産管財人によってこの金額が必ず認められることをお約束するものではありません。また、破産管財人が届出債権額に異議を述べた場合には、別途、債権査定申立の手続きを取る必要が生じます。